



# 交通安全情報

平成30年2月2日  
石川県警察本部交通部

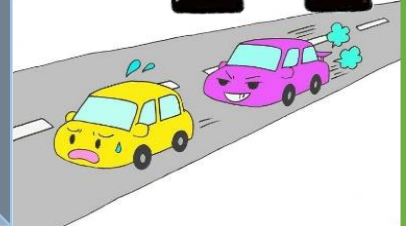
## 「あおり運転」は、絶対に許さない!! やめてください!!



### 「あおり運転」とは？

道路交通法上の定義ではありませんが、一般的に前方を走行する車両に対する威嚇行為であります。

具体的には、車間距離をつめる異常な接近、追い回す、幅寄せ、パッシング等により相手を威嚇する等の行為を言いますが、こういった行為は重大な交通事故につながる恐れがあるほか、他の暴力事件に発展する危険性があります。



### もし「あおり運転」の行為を受けたら・・・

- 近くの安全な場所に退避するとともに、直ちに110番通報してください。高速道路上では、付近のパーキングエリア等交通事故に遭わない安全な場所に退避してください。
- 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報を依頼してください。
- ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用してください。



### 「あおり運転」をしない、させないために・・・

「あおり運転」は、その前段階に通行方法等に起因するトラブルが多いようです。

トラブルを回避するためには、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ったゆとりある運転に心がけましょう。



### 「あおり運転」をするとどのような罪になりますか？

運転の態様(例)	違反等種別	道路交通法 適用条文	罰則		
			法定刑	点数	反則金(普通車)
前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走ろうと挑発する	車間距離保持義務違反	第26条	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	高 速2点 一般道1点	高 速9,000円 一般道6,000円
危険防止のためやむを得ない場合以外の急停止又は急ブレーキをかける	急ブレーキ禁止違反	第24条		2点	7,000円
後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような進路変更を行う	進路変更禁止違反	第26条の2第2項	5万円以下の罰金	1点	6,000円
左側から追い越す	追越しの方法違反	第28条第1項	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2点	9,000円
夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する	減光等義務違反	第52条第2項	5万円以下の罰金	1点	6,000円
執拗にクラクションを鳴らす	警音器使用制限違反	第54条第2項	2万円以下の罰金	なし	3,000円
他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転する	安全運転義務違反	第70条	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2点	9,000円

「あおり運転」が原因の交通事故で、人を死傷させた者には、危険運転致死傷罪が適用される場合があります。  
【自動車運転処罰法 第2条第4項 罰則：致死の場合1年以上の有期懲役、致傷の場合15年以下の懲役】

「あおり運転」を他人に暴行を加えた「暴行罪」と捉え、検挙した事例があります。  
【刑法 第208条 罰則：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料】

※ 上記以外の交通違反にも抵触する場合があるほか、「あおり運転」に伴う暴行・傷害・器物損壊等を行った者には点数制度によらない免許停止の処分が科せられます。